

これならできる！消費者教育

自立した消費者を育成するための主体的な学びヒント & 事例集



目次

はじめに	1
「消費者教育」って何をすればいいの？	3
「消費者の視点」から捉え直す、つなげるとどうなる？	5
事例紹介① 「消費者の視点」を取り入れて実生活の体験とつなげる たつの市新宮小学校	6
事例紹介② 授業が変われば社会が変わる～SDGsを取り入れた授業を8教科で実践～ 京都学園中学高等学校	7
事例紹介③ 消費者教育指針を策定し、全市で消費者教育を推進 姫路市	8
【コラム】18歳成人として必要な資質・能力を身に付けよう ～学習指導要領の改訂の背景～	10
事例紹介④ 農業を通して「つくること」「食べること」「生きること」を学ぶ 横浜市立いずみ野小学校	11
事例紹介⑤ 消費者教育コーディネーターが学校とのつなぎ役に 浜松市	12
事例紹介⑥ 大学が地域と連携して行う子供向けのイベント「キッズタウン」 就実短期大学 × 公民館・企業	13
【コラム】消費者教育は至るところに学ぶチャンスがある、生涯にわたるプロジェクト	14
事例から学んだことのまとめ	15
参考情報	16

はじめに

成年年齢引下げ×消費者教育

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。

これにより18歳から自分で契約できる能力があるとされ、高額な商品購入やローンを組むことができるようになります。

その一方で、これまで20歳まで認められていた未成年者契約の取消権が17歳までとなり、有効な契約を簡単に取り消すことができなくなります。

「契約」によって社会に主体的に参加できるようになると同時に、消費者トラブルに巻き込まれる危険性も高まっているのです。

そこで重視されているのが、「**自立した消費者**」を育成する**消費者教育**です。「自立した消費者」とは、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」で次のように示されています。



自立した消費者

- ✓ 被害に遭わない消費者であること
- ✓ 合理的意思決定ができる消費者であること
- ✓ 社会の一員として、より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与すること

特にこれから成人になる児童生徒に対しては、発達段階に応じてこれらの力を身に付け、消費者として積極的な社会参加ができるように、消費者教育の機会を一層充実していくことが大切です。

学校教育においては、令和2年度から順次実施している学習指導要領において、小学校段階から消費生活に関する内容の充実が図られました。特に高等学校では、家庭科に新たに「契約の重要性」や「消費者保護の仕組み」に関する内容が盛り込まれたほか、消費者教育に関する内容も含む新たな必修科目「公共」がスタートするなどしており、発達段階に応じて、自立した消費者としての資質・能力を身に付けるための教育が行われています。

SDGs×消費者教育

学校教育でもよく取り上げられている「SDGs」。

国連（国際連合）では、気候危機や飢餓や貧困といった差し迫った課題に対し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性のある社会の実現のため2030年を年限とする17の国際目標（持続可能な開発目標（SDGs））を掲げています。

この中の12番目の目標に、「**つくる責任、つかう責任**」（持続可能な消費と生産のパターンを確保する）があります。目標達成のためには、生産者のみならず、消費者の責任ある行動が求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

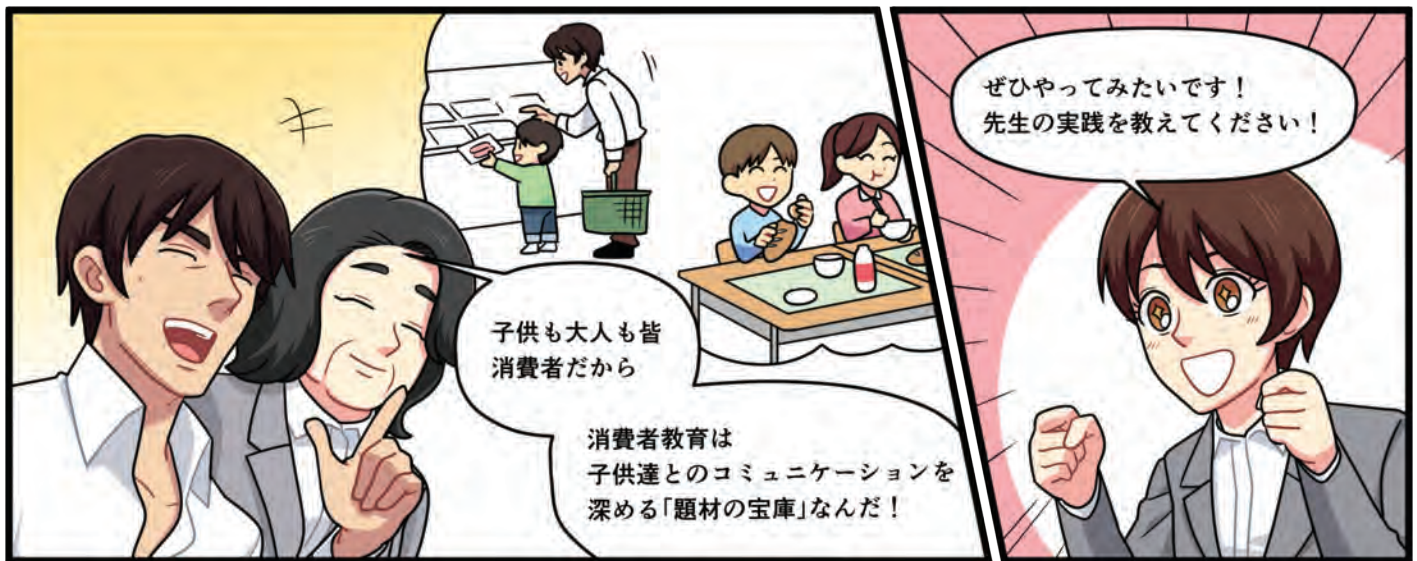


また、前ページの「自立した消費者」の「社会の一員として、より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与すること」は、SDGs達成に向けた責任ある消費者の姿そのものです。12番目の目標「つくる責任、つかう責任」を入口にして、消費者が人や社会、環境に配慮した消費行動である「**エシカル消費**」を行うことで、その他の目標がつながり、世界を変える一歩となるのです。

消費者の視点を様々な教育の場で

私たちは、毎日何かを消費・使用・廃棄しながら生活している「消費者」です。私たち誰もが消費者だという視点を指導者が意識することで、様々な場面で消費者教育を実践することができます。「消費者」であることから実践を出発したり、実践のまとめに「消費者」の立場で振り返ってみたりすること等によって、誰にとっても身近でかつ主体的な学びになるのです。この冊子では、学校教育をはじめとする指導者を対象に、これからの社会を生き抜くために必要な力を育む消費者教育のヒントをお伝えします。

「消費者教育」って何をすればいいの？



【この冊子の登場人物紹介】



新任教諭Aさん
教員1年目。小学校勤務。
「主体的・対話的で深い学び」
の実現に向けた授業づくりに奮
闘中。



中堅教諭Bさん
教員10年目のモドルリーダー。
小学校勤務。
消費者教育を取り入れた様々
な取組を実践している。

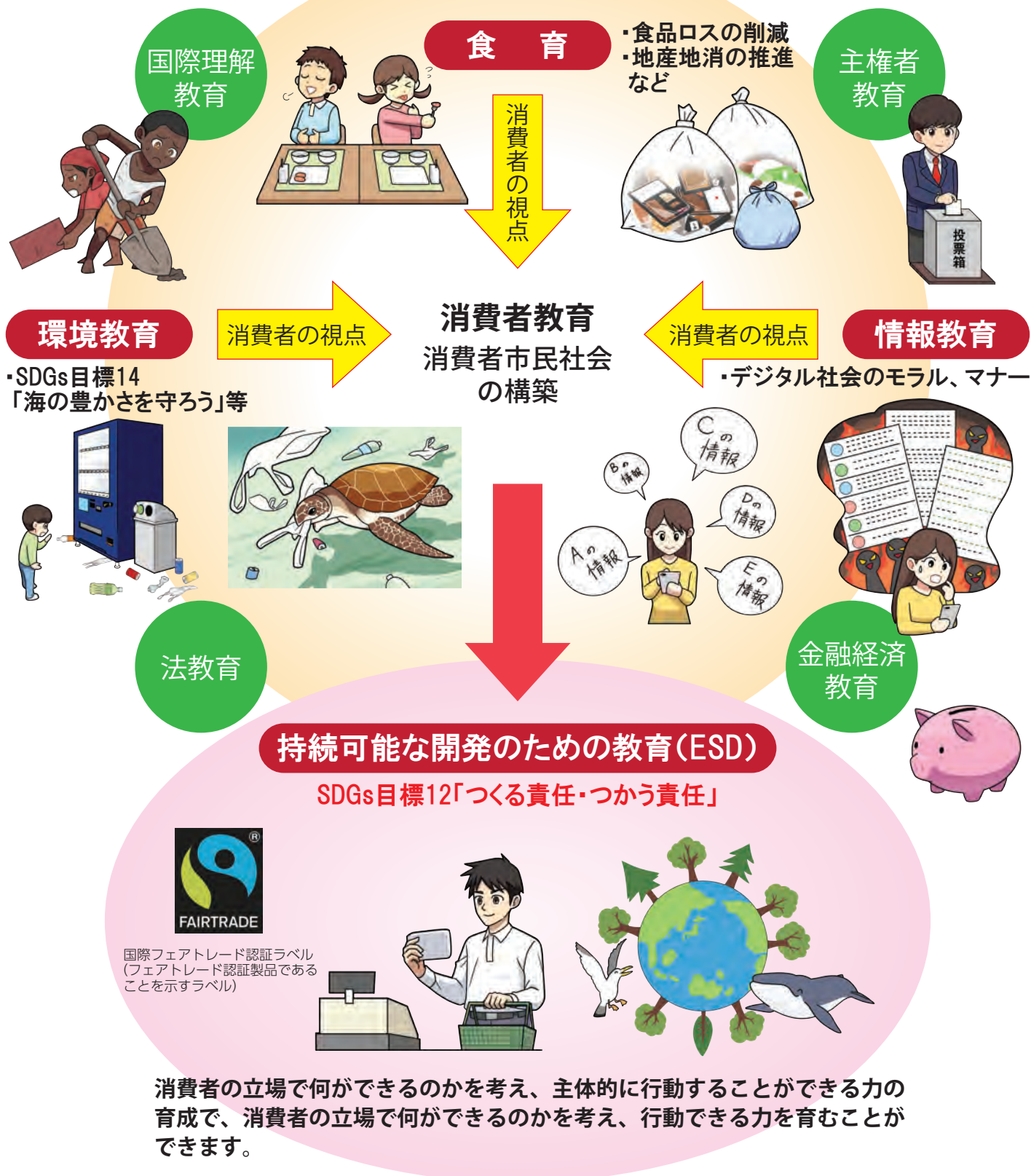


校長先生
学校のカリキュラム・マネジメン
トに消費者教育を組み込みた
いと考えている。

普段の実践に「消費者の視点」をもつこと、それが消費者教育



普段の実生活における様々な活動に、
「消費者の視点」を加えてみましょう。
消費者教育の実践は、主体的な市民の育成につながります。



「消費者の視点」から捉え直す、つなげるとどうなる？

消費者教育については、学習指導要領に基づき、多様な契約、消費者の権利・責任、消費者保護などについて学習する社会科や家庭科はもちろん、その他教科等においても、「消費者の視点」を取り入れることが可能であり、教科等横断的に取り組むことで、充実した学びにつながります。



○平成 29 年及び平成 30 年の学習指導要領の改訂において、消費者教育に関する内容の充実を図ったところ。 → **学習指導要領の記述を参照**

＜学習指導要領において充実した内容の例＞

①小学校

(社会科)

- ・販売や生産の仕事、消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていることを理解すること

(家庭科)

- ・売買契約の基礎について触れること

②中学校

(社会科(公民的分野))

- ・消費者の保護について、それらの意義を理解すること

(技術・家庭科(家庭分野))

- ・クレジットなどの三者間契約についても扱うこと
- ・売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解
- ・自立した消費者としての責任ある消費行動を考え、工夫すること

③高等学校

(公民科「公共」)

- ・多様な契約及び消費者の権利と責任
- (家庭科)
- ・契約の重要性、消費者保護の仕組み

※新しい学習指導要領リーフレットより

参考資料

- ・学習指導要領における消費者教育に関する主な内容(抜粋)



- ・平成 29・30 年改訂学習指導要領、解説等(文部科学省)



- ・暮らしに役立つ情報(政府広報オンライン)



このホームページを参考にご覧ください



○社会科、家庭科以外の教科等で「消費者の視点」を取り入れた事例
→ **この後の、P.6～P.9を参照**

さらに、地域等と学校が連携して学びの場をつくることで、児童生徒のみならず保護者も、また卒業後も継続して、自立した消費者として生きていくための学びを深めることができます。 → **この後の、P.11～P.13を参照**

次ページから消費者教育の実践事例を紹介します！





普段の授業に「消費者の視点」をどうやって取り入れるの？

事例紹介①
たつの市立新宮小学校

「消費者の視点」を取り入れて 実生活の体験とつなげる

新宮小学校では、持続可能な社会の形成を目指し、SDGsと関わる環境教育や人権教育などを軸に探究的な学習に力を入れています。教科学習においても、子供達が身近な社会における問題に気づき、適切に解決できる力を育めるように、実社会と結びつけた問題を取り入れています。

1 時間目の問題

おじいちゃんのおつかいで、毎月に行きました。石けんを1つ買うことになっています。ほしい商品を見ると、
①1こ 75円
②4こ 200円
です。おじいちゃんからは500円もらっています。みんなならどちらを買うかな。

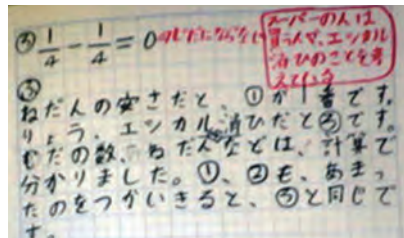
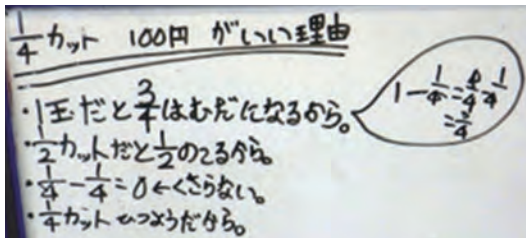
2 時間目の問題

スーパーに行きました。おなべを煮るために白さいを買おうと思います。
①1玉300円
②1/2カット 170円
③1/4カット 100円
おなべに必要な量は多くても1/4カット分です。みんなならどれを買うかな。



実践内容

授業で分数計算を学習する際に、スーパーマーケットで買い物する場面を想定した問題文を提示した。児童達に、消費者の視点で問題を考えるよう促すことで、計算学習にとどまらない、実生活に生かされる授業実践につながっている。



「消費者の視点」を取り入れることで、分数の学習が、より実生活に結び付いたものになるね！

消費者の視点から捉え直す、つなげる

【授業のポイント】

エシカル消費の考え方が、商品選択の条件に入るよう、問題を提示する。

【授業づくりのコツ】

1 時間目の問題だと、石鹸は買い置きしても大丈夫だと判断する子が多い。そこで、2 時間目は、買い置きしづらい野菜を取り上げて、判断させるようにする。

【学び】

実生活と結び付けて考えることができる。
エシカル消費の視点を加えることで、無駄につながらないかなど、SDGs にも関連付けて考えることができる。
自分の意見だけでなく、保護者にも聞いてみることで、いっそう学びが広がる。





具体的に、SDGsの視点を授業にどう取り入れようか？

事例紹介②

京都学園中学高等学校
(令和3年4月より「京都先端科学
大学附属中学校高等学校」)

授業が変われば社会が変わる ～SDGsを取り入れた授業を8教科で実践～

京都学園中学高等学校では、国際理解教育の推進にあたり、日本を含め世界に目を向け、グローバルな課題の解決方法を探るためにSDGsを一つの観点としています。

学校の様々な学びをSDGsの観点から社会と紐づけ、「自分事」として捉えるための学校教育を進めています。



美術の授業の様子

実践内容

普段使用している消しゴムにはポリ塩化ビニル(PVC)という燃やすとダイオキシンが発生する成分が含まれる。アート作品を制作する授業において、消しゴムの成分について触れた上で、PVCフリーの消しゴム判(消しゴムハンコ)を使って、日本の魚をテーマに魚の判を作成。海洋プラスチックの問題も提示し、世界につながる美しい海と魚を守る大切さを理解させる。

実践内容

プログラミングを学習する授業において、IoTブロック(ソニーMESH)を活用し、自分達の生活をより良くするために必要な「モノづくり」を体験。課題解決能力やコミュニケーション能力の向上を図る。

便利なものでも害を及ぼすことなど、「つくる責任・つかう責任」についても同時に学んでいるんだ



SDGsを切り口にすれば、自分事として捉えるきっかけになりますね

消費者の視点から捉え直す、つなげる

- ・SDGsの視点を取り入れることで、いろいろな教科で学びを深めることができる。
- ・SDGsを切り口にすることで、教科ごとにばらばらだった学びを関連付け、学校全体の取組につなげることができた。生徒は授業での学びをきっかけに授業外でも消費者としてプラスチックごみ削減の呼びかけなど、自分達で考え行動できるようになった。





学校全体で消費者教育に取り組むことが大事だと思うけど…

事例紹介③
姫路市

消費者教育指針を策定し、 全市で消費者教育を推進

姫路市では、環境問題や食育、情報化、グローバル化に関する問題などを全て包括するような教育として、消費者教育を全市で推進することとし、平成29年3月に「姫路市学校園消費者教育指針」を策定しました。平成29年度には市内全ての市立学校園において、消費者教育を展開しました。

アドバイス

教科の目標を達成する中で、消費者教育の視点を入れることはどの授業でも可能。単元を相互に関連付けて体系的に進めることで消費者教育の視点がより明確になる。カリキュラム・マネジメントの「見える化」が重要。

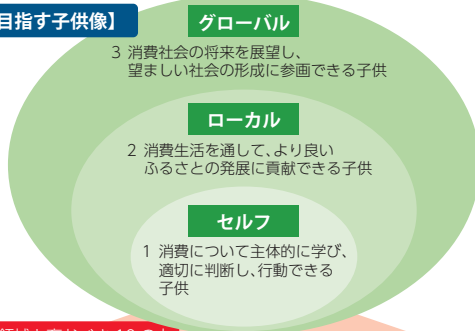
ポイント

三つの目指す子供像として、「セルフ」「ローカル」「グローバル」の視点で設定
・領域別体系図は、四つの重点領域ごとに、学校種別に系統的に単元を記載し、学年間・学校種間の系統が見やすくなっている。
・学習指導案には「消費者教育の視点」と「ポイントとなる学習活動」を掲載。また、活用実践例は実践したうえでの工夫点や留意点を掲載。初めて消費者教育を行う教員が活用しやすいようになっている。

消費者教育の構造図

【目標】 自立した消費者として、自ら学び、他者と協働し、
こころ豊かな社会をつくる姫路っ子の育成

【目指す子供像】



四つの重点領域と育むべき10の力

(1) 消費者市民社会の構築 ①消費がもつ影響を 理解する力 など	(2) 商品等の安全 ④商品等の安全の理解と 危険を回避する力 など	(3) 生活の管理と契約 ⑤トラブルに 対応する力 など	(4) 情報とメディア ⑥情報を収集・処理・ 発信する力 など
---	--	------------------------------------	---------------------------------------

姫路市学校園消費者教育指針より

学校種間を越えて
体系的に捉えると
効果的だね



消費者の視点から捉え直す、つなげる

- ・指針を市内全ての市立学校園に、概要版を全ての教職員に配布することにより、一斉に推進できた。
- ・領域別体系図に具体的な単元名を記すことで、消費者教育がより身近なものになるとともに、消費者教育の視点が明確になった。
- ・指針を用いた教職員研修を実施することで、普段の授業を再構成したり教材等を工夫したりすれば実践できることが伝わった。
- ・教員からは「子供が自立し、社会の中で役割を果たして自分らしい生き方を実現していくためには消費者教育が有効である」などの声があった。

姫路市では、消費者庁「消費者教育の体系イメージマップ」を参考に、消費者教育の対象領域及び育むべき力を縦軸に、発達段階を横軸に配し、それらが交わる部分に、各領域の各発達段階における消費者教育のめあてを示しています。

学校教育における消費者教育の体系図

		幼児期	小学生期	中学生期	高校生期
領域	特徴 育むべき力	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期
消費者 市民社会の 構築	①消費がもつ影響を理解する力	おつかいや買い物に関心を持とう	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう
	②持続可能な消費を実践する力	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう
	③他者と協働して解決に向け行動する力	協力することの大切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう
商品等の 安全	④商品等の安全の理解と危険を回避する力	くらしの中の危険や、ものの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手がかりを知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう
	⑤トラブルに対応する力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう
生活の 管理と契約	⑥契約等を理解し、適切な意思決定をする力	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを知り、考えよう	商品を適切に選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールの活用について理解しよう
	⑦生活を設計し管理する力	欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方や考えよう お小遣いを考えて使おう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう 買い物や貯金を計画的にしよう	主体的に生活設計を立ててみよう 生涯を見通した生活経済の管理や計画を考えよう
情報と メディア	⑧情報を収集・処理・発信する力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知ろう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう
	⑨情報社会のルールや情報モラルを理解する力	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう
	⑩消費生活情報に対して批判的に思考する力	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを知ろう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう

「約束やきまりを守ろう」
「困ったことがあったら
身近な人に相談しよう」
なども消費者教育なんですね！



知らないうちに既に
実践していた消費者教育も
多いかもしれません



☆姫路市学校園
消費者教育指針



または 姫路市 消費者教育指針 で検索

18歳成人として必要な資質・能力を身に付けよう ～学習指導要領の改訂の背景～

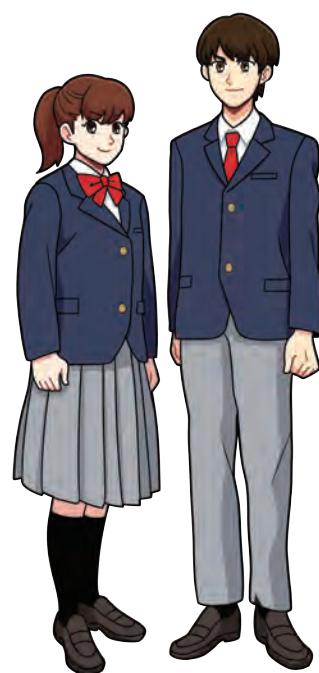
学習指導要領は、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めているもので、小・中・高等学校等が編成する教育課程の基準となるものです。これまで、おおむね10年に一度改訂されてきています。

今回の学習指導要領改訂の背景には、近年の人工知能（AI）の飛躍的な進化や、情報化・グローバル化など社会の急激な変化があります。どのように社会が変化しようとも、一人一人の児童生徒が持続可能な社会の担い手として、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していけるようにするにはどうすればよいか、といった観点等から小・中・高等学校等の学習指導要領が改訂されたと捉えられるでしょう。

このうち、消費者教育との関係で特に注目されたのが「18歳」という年齢でした。これは、民法の改正によって成年年齢が令和4年度から18歳に引き下げられることに伴い、成年年齢に達した18歳の高校生は一人で有効な契約を締結できるようになる一方、未成年者取消権を行使できなくなること等への対応が、学校教育においても必要であると考えられたためであるといえます。そこで、高等学校においては家庭科で消費者教育の充実が図られるとともに、公民科においても新しい必修修科目「公共」が設置され、「多様な契約及び消費者の権利と責任」などの内容が加えられました。しかし、18歳に必要な資質・能力は、高等学校の個別の教科の学習のみで身に付くものではありません。そこで、小中高を通じた学校教育の様々な場面で、自立した消費者、さらには消費者市民として必要な資質・能力を系統的に育成できるよう工夫された学習指導要領が改訂告示されたのです。

新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」が目指されています。今後一層、消費者行政や消費者教育の専門家と小・中・高等学校等の教師が連携・協働して、消費者教育を推進していくことが期待されているのです。

(樋口雅夫)





事例紹介④

横浜市立いずみ野小学校

農業を通して「つくること」「食べること」「生きること」を学ぶ

横浜市立いずみ野小学校では、地域の農家の方の田んぼ・畑を借り、児童達が稲作・野菜作りに取り組んでいます。コメ作り、野菜作りを行うための「学び隊」は希望者約50名から成り、授業開始前に畑や田んぼで農作業を行います。

地域の農家の方々、PTA、保護者、ボランティアの方々の協力によって、40年以上継続している食育の取組です。



稲刈りの様子

ポイント

子供達や地元の生産者の方々が作った野菜等を使って、地産地消を推進する「スーパー給食」を実施している。また、3～6年生の各学年で、地元の料理人による食の「出前授業」を行っている。夏祭りでは収穫した野菜の販売。農業活動を通じて、「つくる」「販売する」「食べる」を体験する。

子供達が自発的にお米作り、野菜作りに取り組んでいます！直接体験と出会いから学ぶことが重要なんです

地域の生産者と連携して食育を学びに取り入れることで、自分事として深く考えられるようになったんだ

消費者の視点から捉え直す、つなげる

- ・生産者の体験をし、自分達で苦労して作った野菜を給食で食べることで、食品に関する意識が高くなり、給食の残渣が減ってきている。
- ・最初は「やらされている」感が強かった児童も、地域の生産者の方々に関わりながら農業を体験していく中で、農作物を育てる理由や育てた農作物がどこへ行くのかなど、自分の問題として深く考えるようになった。
- ・夏祭り等で生産者野菜を販売することで、改めて消費者として地産地消の大切さ等に気付くことができる。



事例紹介⑤
浜松市

消費者教育コーディネーターが 学校とのつなぎ役に

浜松市では消費者教育推進計画において、様々なライフステージと全ての人に対応した消費者教育に取り組むことを重点目標として掲げています。市のくらしのセンターには校長経験のある消費者教育コーディネーターが配置され、教育研究会所属の教員と共に教材や授業キットの作成や、出前授業の実施などにおいて教育行政と消費者行政をつないでいます。



消費者教育支援センター主催
消費者教育教材資料表彰
内閣府特命担当大臣賞受賞
中学生向け消費者教育教材

ポイント

学校と消費生活センターがつながるためには、消費生活センターに所属する消費者教育コーディネーターの存在が重要。コーディネーターは管理職経験があるため、学校の事情に精通し、連携がとりやすい。

現場の教員を教材検討のメンバーに委嘱して毎年教材を作成するため、教員の資質向上につながっている。



出前授業の様子

現場をよく知る
元校長先生の
コーディネーターが
人脈と経験を生かして、
学校と地域の連携を
作っているんですね

消費生活センターと
つながると、
実践のヒントが
得られそうですね！



消費者の視点から捉え直す、つなげる

- ・地域の消費生活センターは、独自の教材や関連情報をもつ消費者教育の拠点となっており、気軽に情報提供を求めることができる。
- ・消費生活センターは出前講座を実施しており、相談員等の講師を派遣してくれる。
- ・他の専門機関とのつながりがあり、消費者教育での協働の可能性がある。

事例紹介⑥
就実短期大学×
公民館・企業

大学が地域と連携して行う 子供向けのイベント「キッズタウン」



ドイツの「ミニ・ミュンヘン」をもとにした子供向けのイベント「こどものまち」は、全国200カ所以上の地域で開催されています。

岡山では消費者教育イベント「キッズタウン」として、2017年から就実短期大学の主催で開始されました。子供達が様々な職場体験や市民体験を通じて社会の仕組みを学ぶことができるイベントです。

学生スタッフによる運営委員会が、公民館や地域の企業、学生ボランティアと連携して、参加者100人を超える大規模なイベントの実施が可能になりました。



イベント当日、説明を聞く子供達

ポイント

- ・運営主体の学生が、学生ボランティア団体を立ち上げ、近隣の高校生や企業にも呼び掛け、当日はボランティアスタッフを1つの店舗に1人以上配置。
- ・子供達、学生スタッフへのアンケート調査の結果、イベントの体験後は消費者教育の学びについて有意な差がみられ、消費がもつ影響力の理解に効果があったことが明らかになった。



消費者教育は
教室の中だけではなく、
外でも学べるんですね！

子供達だけでなく、
運営に関わる学生スタッフにも
大きな学びになっているんだ



消費者の視点から捉え直す、つなげる

- ・普段、買い物の経験もあまりない子供達が、自分の意思で生産者にも販売者にも消費者にもなることができる。
- ・子供達が学んで伝えることによって、保護者や高齢者も関わるができる。
- ・「子ども会議」を開催し、市長や議員も子供達の中から選出。単なるイベントへの参加に終わらず、主体的にまちづくりに関わるができる。

消費者教育は至るところに学ぶチャンスがある、生涯にわたるプロジェクト

日本の消費者教育は、戦後の復興期から高度成長期に移っていくなかで、不良品や不当表示への対応、商品知識の普及、生活様式の見直しなどに取り組む市民運動と関わりながら発展してきました。消費者教育の動きは、先ず社会教育において始まったわけであり、消費者教育が学校教育の課題として捉えられ始めたのは1970年代以降でした。

このように、学校教育ではなく社会教育に消費者教育の源流があると言えますが、かといって、社会教育こそが消費者教育の「本家」であるというわけではありません。それどころか、学校での消費者教育が活発にならなければ、「消費者市民社会」の実現も難しいでしょう。

公民館や図書館などの教育事業は、強制ではなく、参加したい人が参加するものであり、自発性に基づくことが社会教育の根本原則です。つまり、どんなに面白いはずのプログラムであっても、そこに誰もが参加するわけではなく、興味がない人は見向きもしません。ですから、社会教育にだけ消費者教育を任せるとなると、関心の無い人たちには消費者教育が全く届かない社会になってしまうのです。

そこで頼りになるのが学校教育です。生産、流通、消費、廃棄の在り方や課題などについて学ぶ機会が学校で用意されることにより、多くの児童生徒たちの内面に「消費」に対する関心が芽生えるでしょう。その子供達が大人になり、より本格的な消費者として「消費」について学び、考え続けてくれるとすれば、その先に「消費者市民社会」の実現が展望できます。しかし、彼・彼女らが「消費」について学ぶことを止めてしまうなら、せっかく学校で培われた消費者としての基礎力は、十分に活かされないまま終わってしまいます。

要するに、消費者教育は学校教育だけでも社会教育だけでも完結しえない、生涯にわたるプロジェクトなのです。そして、誰もが消費者であることから逃れられない現代社会にあって、私たちとしては、気長に消費者教育に付き合っていくしかないのです。学校、家庭、地域社会、職場など、至る所に消費者教育のチャンスとヒントが潜んでいますから、是非、それらを見つけて活用してほしいものです。

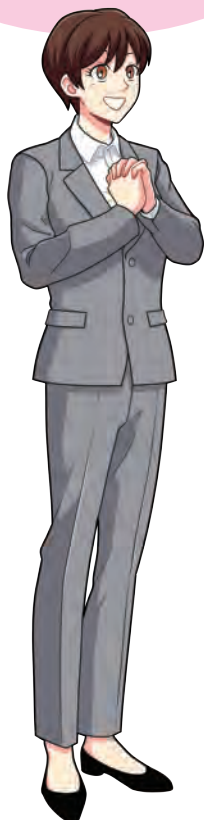
(永井健夫)



事例から学んだことのまとめ

- ・「消費者の視点」を加えれば、どんな授業でも消費者教育の実践が可能！
- ・授業以外の給食や休み時間の行動からも、SDGsに関連付けて消費者教育ができる！
- ・教科等横断的にテーマを設定し、学校全体でカリキュラム・マネジメントに体系的に消費者教育を取り入れることで、より自立した消費者の育成につながる！
- ・消費生活センターなどの学校外の機関や地域との連携によって、実生活と関連づいた、より充実した消費者教育の取組となり、子供達の学びを深めることができる！

これだったら明日から
さっそく実践できそう！



指導者や子供達自身が
消費者だと気付くことによって、
未来を変える力になるんだ



消費者教育が生きる力を
育むということを
改めて学びましたね



参 考 情 報

1. 消費者教育に関する情報

○消費者教育の推進について 文部科学省

文部科学省が実施している消費者教育に関する取組を紹介しています。

【掲載内容】(一部抜粋)

・消費者教育フェスタ

文部科学省では毎年、「消費者教育フェスタ」を各地域で開催し、有識者による基調講演のほか、学校における取組事例報告、取組実践における成果や課題を共有するパネルディスカッションなどを実施しています。

・文部科学省消費者教育アドバイザー

地域における消費者教育が、一層推進されるよう、全国の消費者教育の先駆的実践者を「消費者教育アドバイザー」として派遣しています。

(活動例) ▶地方自治体・大学等における消費者教育推進方策に係る指導助言
▶学校等における消費者教育に関する授業の指導案の作成支援
▶成年年齢引下げに向けた連携・協働体制構築のための指導助言 等



○消費者教育ポータルサイト 消費者庁

消費者教育用の教材の検索やダウンロードなど消費者教育専門家に関する情報を入手することができます。



○消費者教育支援センター

消費者教育の普及・推進を目的として設立された専門機関。取組の一つとして、「消費者教育教材資料表彰」を行っており、受賞教材は web サイトから閲覧・検索することができます。



2. カリキュラム・マネジメント参考資料

○カリキュラム・マネジメント 文部科学省



○カリキュラム・マネジメントの重要性 文部科学省





Dotted lines for writing

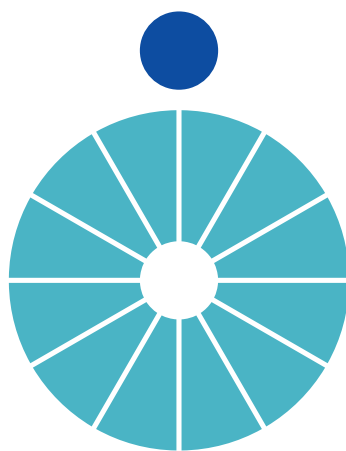
【消費者教育の指導者用啓発資料作成部会構成員】

令和3年3月現在

- 石堂 裕 兵庫県たつの市立新宮小学校主幹教諭
大本 久美子 国立大学法人大阪教育大学教育学部健康安全教育部教授
○柿野 成美 公益財団法人消費者教育支援センター専務理事・首席主任研究員
北村 純一 兵庫県姫路市立四郷学院教頭
永井 健夫 山梨学院大学法学部政治行政学科教授
樋口 雅夫 玉川大学教育学部教授

※敬称略

○啓発資料作成部会長



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN